

三北高第〇〇〇号

令和 年 月 日

定期建物賃貸借契約についての説明

貸主 住所 埼玉県三郷市大広戸808

氏名 埼玉県

埼玉県立三郷北高等学校長

下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(再契約)を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記物件を明け渡さなければなりません。

記

1. 物件

財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積
県立三郷北高等学校	三郷市大広戸808	体育館 渡り廊下	6.27㎡

2. 契約締結日 令和 年 月 日

3. 賃貸借期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

上記物件につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

令和 年 月 日

借主 住所

氏名